

慢性腎臓病(CKD)とは①・②のいずれか、または両方が3か月以上続いている状態を言います。

① 腎障害

たんぱく尿などの尿異常・画像診断・血液検査・病理所見で腎障害が明らかである状態

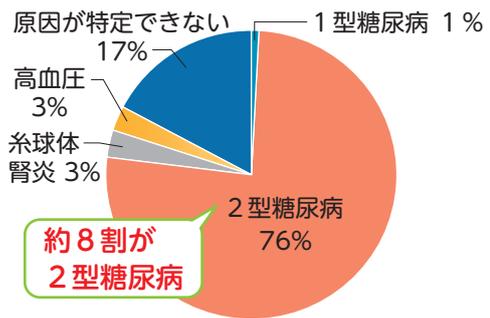
② 腎機能の低下

GFRが60ml/分/1.73㎡未満の状態

GFRとは糸球体が1分間にどれくらい血液をろ過して尿を作るかを示す腎機能の指標です。一般的には推定GFR(eGFR)が用いられます。

成人の8人に1人はCKDと推定されており、新たな国民病とも言われています。CKDの原因には、糖尿病や高血圧といった生活習慣病によるものや、腎炎など腎臓自体の病気によるものがあります。腎臓は一度機能が低下してしまうと元通りに回復することが難しく、放っておくとどんどん悪化して「腎不全」になります。最終的に腎臓がほとんど機能しなくなると、人工透析や腎移植を検討する必要があります。透析治療を始めた人の原因で最も多いのは糖尿病性腎症で、曾於市でも同様です。定期的に健康診断を受けて腎臓の状態を知り、CKDの治療を早く始めることが大切です。

曾於市の人工透析に至った疾病の割合



お問い合わせ

保健課 健康増進係 ☎ 0986-76-8806

次回も慢性腎臓病について掲載します。

健康に関する疑問は保健課へご連絡ください。

消費生活  
トラブル

ネットで通常約6,000円美容クリームが初回980円で購入できるとの広告を見つけた。「回数縛りなし」「いつでも解約可能」と書いてあったので、お試しのつもりで注文した。数日後に商品が届き、代金はコンビニで支払った。しかし1か月後にまた同じ商品が届き、はじめて定期購入だと気づいた。しかも初回は違って金額も高額になっていた。改めてサイトを確認すると、次回お届け予定日の10日前までに解約の連絡をしないと、自動で毎月送られてくるコースであることが分かった。注文時、詳しい契約条件や最終確認画面はよく見ていなかった。

今月の相談



曾於市消費生活弁護士  
相談会のお知らせ

日程 3月5日(水)  
時間 午前10時～正午  
場所 市役所本庁南棟  
2階 多目的室②  
定員 4名  
相談時間 1人30分

※相談無料。事前申込み順です

その3

通信販売にはフリーリング・オフ制度がありません。注文する際は契約・解約条件をしっかりと確認しましょう。

その2

これらの契約は通常の定期購入のように決まった回数分購入する必要はありませんが、解約するには、決められた期間内に業者に連絡することが条件になっている場合がほとんどです。また初回のみで解約する場合は通常価格との差額の支払いが必要になる場合もあります。

その1

「回数縛りなし」、「いつでも解約可能」との表示を見て、定期購入ではないと勘違いして注文してしまったという相談が後を絶ちません。

定期購入のトラブル

お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823

困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。